

議案第 27 号

三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 25 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三次市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項ただし書中「第 5 項」の次に「及び第 6 項」を加え、同条第 3 項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長」を加え、同項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

6 一の支援の単位の利用者が 20 人未満になる時間帯及び曜日において、放課後児童支援員及び補助員の確保が困難な場合には、第 2 項の規定にかかわらず、放課後児童支援員 1 人又は補助員 1 人の配置とすることができる。この場合において、他の放課後児童支援員と速やかに連絡ができる等の必要な措置を講じ、利用者の安全確保を図らなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。